

くらし

野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています！

問 環境課 ☎(55)7114

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です！

▼禁止行為／

- ・ごみをそのまま積み上げて燃やす
- ・穴を掘って燃やす
- ・ブロック積み、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす
- ・違反すると5年以下の懲役または1千万円以下の罰金もしくはその併科に処せられます。家庭ごみは市のごみ収集日に出してください。

【法律で例外とされている焼却の例】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・(ごんど)焼きなどの地域行事における焼却など)
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物などの焼却
- ・(害虫駆除のための稲わら焼却など)
- ※廃ヒニールなどの焼却は不可
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの(たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など)

※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量で周辺地域の生活環境に著しい影響を与えない焼却

【快適な生活環境の維持確保のお願い】

焼却の例外扱いとされている場合であっても、風向きや燃やされる量、時間帯などにより近隣住民から「煙がくさい」「洗濯物に臭いがつく」などの連絡がありますと、軽微なものとはみなされず、行政指導の対象となる場合があります。

また、周辺の状況によっては、火災の原因になることも考えられます。

例外行為であっても焼却をされる方の都合だけではなく周辺地域の生活環境に配慮する必要があります。

有害鳥獣駆除を実施します

問 産業振興課 ☎(55)7128

鳥獣による農作物への被害を減らすため、市内全域で鳥獣駆除を実施します。

駆除は、猟友会の有資格者が銃器(散弾銃・空気銃)を使用していきます。細心の注意を払い安全確保に努めますので、ご理解ください。

▼実施日時／10月5日(火)・12日(火)・19日(火)・26日(火) 午前9時～午後5時

▼実施場所／市内全域

令和3年社会生活基本調査を実施します

問 愛知県県民生活部統計課

☎(052)954)6116

総務省統計局(愛知県)では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、私たちが1日のうちどのくらいの時間を仕事、家事、地域での活動などに費やしているかや、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて調査し、その結果は、ワーク・ライフ・バランスの推進、少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成などの施策に必要な基礎資料となります。

調査対象は、無作為に選ばれた全国の約9万1千世帯(そのうち愛知県は約3千300世帯)で、10歳以上の世帯員の皆様です。

調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて、知事が任命した調査員が伺い、調査書類をお配りします。皆様に、より便利に回答いただくため、紙の調査票での回答のほか、インターネット回答が可能となっていますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

議会9月定例会放映のお知らせ

9月定例会のクローバーTVによる議会放映の日程です。ぜひご覧ください。

会議日	内容	クローバーTV放映日時(チャンネル121)
9月6日(月)	一般質問	9月13日(月) 午前10時～・午後7時～
9月7日(火)	一般質問	9月14日(火) 午前10時～・午後7時～

問 議会事務局 ☎(55)7141